

○厚生労働省告示第百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号）を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条第五号中「が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護」を「の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等」に改め、同条第七号中「が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護」を「の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護」に改める。

別表第五の表中「実習」を「演習」に改める。

別表第八の表を次のように改める。

別表第八（第七号関係）

区分	講義										科目	時間数	備考
	演習												
	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	記録に基づく支援の評価に関する演習	危機対応と虐待防止に関する演習		
	二・五	三・五	二	二	一	二・五	二・五	二・五	三・五	一	二四		
合計													